

竹原観光ブランドロゴデザイン運用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、竹原観光ブランドロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）の利用に関し必要な事項を定め、竹原市のPR、利用促進に資することを目的とする。

(ロゴデザインの定義)

第2条 この規程で定めるロゴデザインは、「竹原観光ブランドロゴ使用ガイドライン」に掲げるデザインとする。

(利用できる者)

第3条 ロゴデザインを使用できる者は、使用許可申請に基づき竹原市長（以下「市長」という。）が許可した団体又は個人とする。

2 前項の規定に関わらず、市長が認める者は、ロゴデザインを使用することができる。

(使用許可の申請)

第4条 ロゴデザインの使用許可を受けようとする者は、竹原観光ブランドロゴデザイン使用許可申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に対し申請するものとする。

2 市長は、前項による申請内容を審査し、ロゴデザインの使用を許可した者（以下「使用者」という。）に対して、竹原観光ブランドロゴデザイン使用許可通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(使用条件)

第5条 使用者は、無償でロゴデザインを使用できるものとする。

(使用許可の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、竹原観光ブランドロゴデザイン使用許可取消通知書（様式第2号）による通知をもって、使用許可を取り消すことができる。

- (1) ロゴデザインを使用者固有のブランドと誤解を与えるような使用をしたとき
- (2) 許可された用途以外でロゴデザインを使用したとき
- (3) ロゴデザインの図柄を無断で変更・改変して使用したとき
- (4) 使用物についての生産、出荷、販売等に際して信用を損なう行為により、ロゴデザインのイメージを著しく失墜させたとき

- (5) ロゴデザインを使用する権利を第三者に譲渡したとき
- (6) その他市長が不適切と認めるとき

2 前項の規定により使用許可を取り消された対象品目は、取消通知があった日以降、ロゴデザインを使用してはならない。

(届出による使用)

第7条 第3条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、竹原観光ブランドロゴデザイン使用届出書（様式第3号）を市長に提出することにより、ロゴデザインを使用することができるものとする。

- (1) 新聞もしくは広告等の制作者が、報道目的または広報目的に使用するとき
- (2) 商品を販売する者または役務を提供する者が、広告等の宣伝媒体に使用するとき。ただし、第4条第2項の許可を受けた者が宣伝する場合、提出は不要とする。

- (3) その他、市長が適当と認めるとき

(苦情の処理)

第8条 使用者は、ロゴデザインの使用に関して苦情があった時は、使用者が誠意をもってその責に任じ、必要な措置を講じなければならない。

2 使用者が、ロゴデザインの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合は、竹原市は一切責任を負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長において別に定めるものとする。

2 市長が、使用者に対して使用についての報告を求めた場合は、速やかに対応しなければならない。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。